

令和8年度社会教育関係団体補助金案に対する意見について

1 法的根拠

社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、教育委員会が社会教育委員の会議（三田市の場合は三田市生涯学習審議会）の意見を聴くこととされています。

○社会教育法第13条より

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

2 当審議会での意見について

年度内の定例教育委員会にて報告します。